

令和6年度 日高町奨学生(高等学校)募集要項

目的	学習意欲があり十分な能力があるにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な高等学校の生徒に奨学金を給付し、教育を受ける機会を確保する。
資格	1 奨学生本人が日高町に住所を有していること。 2 高等学校又は高等専門学校に在学する者であること。 3 経済的理由により学費に乏しく修学困難な者であること。 4 学業が優良であること。 5 健康で素行が善良であること。
奨学金	本奨学金は将来返還する必要はありません。 支給額 : (予算の範囲内で)月額10,000円以内 支給期間:奨学生の資格は、令和6年4月から1年間のみ 支給方法:【口座振込】 ・奨学生本人名義の預金口座 【毎月25日振込】 ・初回の3ヶ月分(4月分～6月分)は6月に支給し、7月分から月毎に支給します。
募集期間	令和6年4月1日～5月15日(必着) ※ 願書等必要書類(裏面参照)を郵送又は持参により提出すること。
選考方法	日高町奨学審議委員会において選考基準に基づいて審議された後、選考されます。従いまして、出願されてもご希望に添えない場合があります。 ※ 選考結果は、6月上旬頃、推薦された学校長及び出願者全員に文書で通知します。
■ 願書提出先及び問い合わせ先 ■ 〒055-0004 沙流郡日高町富川東6丁目3番1号 日高町教育委員会 管理課 総務・学校教育グループ TEL 01456-2-3721(直通)	

〈 出 願 書 類 〉

注意！！ 2年以上継続して奨学生になることを希望する場合は、毎年度願書の提出が必要です。

■ 本人(保護者等)が記載、用意する書類

- 1 日高町奨学生(継続)願書(様式第1号)
※ 身元保証人は、保護者他親族でも構いません。
- 2 家庭状況調査書 (様式第3号)
※ 「地区民生委員の意見」欄は、直接お住まいの地区担当民生委員に記載を依頼してください。
- 3 所得に関する証明書
世帯全員の令和5年分の確定申告書の写し又は令和5年分の源泉徴収票の写し等、令和5年分の所得が確認できるもの。
※収入要件があります(標準世帯4人家族の場合、年収が概ね299万円以下の世帯を認定します)

また、生活保護法による扶助を受けている場合は、生活保護受給証明書のみ提出してください。

■ 高等学校または中学校が作成する書類(高等学校・中学校に依頼をしてください。)

- 4 奨学生推薦書(様式第2号) ※令和6年度在学する高等学校
- 5 健康診断書 (様式第4号)【令和6年度分】 ※令和6年度在学する高等学校
- 6 過去3年間の学業成績証明書
※ 現在奨学金を給付されている継続者は過去1年分のみ。

(留意事項)

学校で行われる健康診断が、募集期間締め切り後に実施される学校については、上記5健康診断書に限り、実施後の提出で構いません。

その際は、後日提出となることを事前に連絡してください。

◎上記記載の指定様式は、日高町ホームページからダウンロードできます。

また、日高町立中学校及び一部の高等学校にもありますので、担任の先生へ申し出てください。